

2019年度 日韓文化交流基金 派遣フェローシップ 「オピニオンリーダー育成コース」 第二期募集 募集要項

2019年5月

1. 目的

本コースは、両国国民間の友好・協力関係を促進する取り組みをテーマとした研究活動に対する支援を目的としています。そのため日韓両国の世論、相手国に対するイメージの形成等に大きな影響を及ぼす諸分野（政治分野を含む）で活躍する若手・中堅世代の有識者等を派遣し、調査・研究等の活動を行う機会を提供するとともに滞在研究を支援するものです。

2. 対象となる研究分野

・両国国民間の友好・協力関係を促進する取組をテーマとした研究活動。

3. 申請資格

(1) 国籍

・日本国籍あるいは日本の永住権を持つこと。

(2) 経歴

・4年制大学卒業以上で、日韓両国の世論、相手国に対するイメージの形成等に大きな影響を及ぼす諸分野（政治分野を含む）で活躍する有識者、現役のマスコミ関係者、文化人等。

(3) 他機関の研究助成等

・支援期間中は他機関の研究助成、奨学金等を重複して受給できません。

(4) その他

・支援期間中、継続して韓国に滞在できること。

・滞在先で支障なく活動できる健康状態であること。

・支援期間中、韓国において定期的な報酬のある職に就いていないこと。

・支援期間終了後1～3か月以内に報告書(①日本語及び韓国語でそれぞれ10,000字程度、または②英語で4,500語程度)の提出が可能であること。報告書は当基金のウェブサイトで公開します。また関係者出席の報告会で報告をお願いすることがあります。

・日韓文化交流基金のフェローシップ終了後、3年以上経過していること。平成29年度「日韓新時代支援プログラム」、平成30年度「発信力を有する知日・知韓家育成事業」の受給経験がある場合は対象外とします。

4. 支援期間及び支援額

(1) 支援期間は14日以上180日以内とし、終了日は2020年3月31日までとします。ただし審査の結果、支援期間を当基金で調整し、ご申請の期間よりも短縮することがありますので予めご了承ください。

(2) 支援額

・支援額は当基金の基準により、経歴・業績等に応じて下記のいずれかに決定します。

- A. 日額 9,000円
- B. 日額 10,000円
- C. 日額 11,000円

・開始月や終了月、韓国を一時出国する場合は、当該月の韓国滞在日数に基づいて計算を行い、支援額を決定します。

(3) 渡航費

・日本国内居住地の最寄空港と韓国内受入機関の最寄空港間の正規エコノミークラス往復運賃を上限とし、本人1名、1往復分を実費支給する。ただし、日本以外の海外から渡航する場合は、東京(羽田)ーソウル(金浦)間の正規エコノミークラス運賃を上限とします。

・同伴者・家族の渡航費、国内旅費、前泊等のための宿泊費、荷物別送料は支援対象となりません。

・支援期間開始前からすでに韓国に在住している場合、あるいは支援期間終了後も継続して韓国に在住する場合は、渡航費支給の対象になりません。

5. 応募書類

次の書類をご用意ください。

(1) 日韓文化交流基金派遣フェロシップ「オピニオンリーダー育成コース」第二期募集申請書(様式第1-1号)

①まず日韓文化交流基金ウェブサイト申請フォームから必要情報を入力・送信してください。入力して頂いたメールアドレス宛に受付番号が送信されます。受付番号が届かない場合は、メールや電話でご連絡ください。

②届いた受付番号を(様式第1-1号)の書式右上の欄にご記入の上、申請書を作成してください。

(2) 受入協力者承諾書(様式第1-2号)

受入協力者の受入承諾書を提出して頂きます。なお受入機関は研究・報道機関等とします。

(3) 最終学歴の修了(卒業)証明書

(4) 在籍または在職証明書(現在の所属がない場合は職歴証明書)のいずれか1部

書類がすべて揃わない場合、審査の対象とはなりませんのでご注意ください。上記(2)受入協力者承諾書と

(3)最終学歴の修了(卒業)証明書に関し、締切に間に合わない場合は、コピーの提出でも可としますが、採用者には速やかに原本を提出して頂きます。

6. 審査基準

審査は下記の審査基準に照らして行い、合計点が合格基準点(100点満点で60点)に達したもののうち、予算状況を勘案の上、採用案件を決定します。

(1) 計画の妥当性

(ア) 研究テーマの妥当性。本事業の目的に資する内容となっているか。

- (イ) 研究計画の具体性および支援期間内での実現可能性。
- (ウ) 渡航の必要性。
- (2) 実績と期待される成果
 - (ア) 計画とこれまでの実績との整合性。
 - (イ) 受入協力者の妥当性。
 - (ウ) 申請テーマに沿った日韓相互理解の増進が期待できるか。
 - (エ) 期待される成果の発信力・効果。

7. 募集期間・申請書類の提出先

(1) 募集期間

2019年5月20日～2019年7月29日(締切日必着)

(2) 提出先

原本を下記住所宛てに郵便等で送付してください。

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-21-2 ユニゾ水道橋ビル5F

公益財団法人日韓文化交流基金 フェローシップ事業担当者宛

8. 選考結果の通知

8月下旬までに当基金ウェブサイト上で受付番号を発表します。採用された方には別途ご連絡を差し上げます。推薦者および受入協力者に選考結果を通知することはありません。また、審査の中間状況および採否決定の経緯・理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。

9. 受給者の義務

採用者がフェローシップを受諾する場合は、当基金が提示する条件書の内容に合意する必要があります。条件書の概略は以下のとおりです。

- ・本事業は、当基金がフェローの韓国滞在研究を支援するものであるため、支援期間中は韓国に継続して滞在すること。
- ・研究活動等、やむをえない理由で一時的に出国する場合は、原則、事前に当基金に通知すること。
- ・支援期間中、毎月末日までに定期報告書を当基金に提出し、研究進捗状況、活動状況などについて報告すること。
- ・滞在の成果を著作・論文等の形で発表する場合、当基金の支援を受けた成果である旨を明記し、当基金に一部寄贈すること。
- ・支援期間終了後1～3か月以内に、滞在研究の成果を日本語及び韓国語、または英語で報告書(内容について受入協力者より確認済の署名を得たもの)にまとめ提出すること。支援期間終了後3か月以内に報告書の提出がなされない場合は、支援金の返金を求めることがあります。
- ・対外的に高い関心を持たれることが期待される研究内容に関し、帰国後に賛助会員、過去のフェロー、マスコミ関係者等を対象に当基金にて報告会を実施することがあります。また、支援期間終了後に当基金広報誌への寄稿を依頼することがあります。

10. 申請上の注意事項

- ・当基金は韓国における受入協力者および住居の紹介は行いません。
- ・採用決定後は支援期間の変更が原則として認められませんので、熟慮の上、申請書にご記入ください。事由により、支援期間の短縮は可能ですが、延長はできません。
- ・他機関からの研究助成、奨学金等については、前述のとおり、支援期間中は共同名義の研究プロジェクトを含む他機関の研究助成、奨学金等を重複して受給できません。助成が決定しているもののみならず、申請を予定しているものも含めすべて、申請書にご記入ください。採用が決定した後、同時期に他機関の研究助成、奨学金等を受給していることが判明した場合、採用決定が取り消されます。
- ・本事業の広報および情報公開を目的として、当基金は広報誌ならびにホームページにおいて、採用者の氏名、所属および職位、支援期間、受入協力者、研究テーマを公開します。
- ・提出された書類は本件審査の目的にのみ利用し、結果に関わらず返却しません。

11. 個人情報の保護について(別紙参照)

「公益財団法人日韓文化交流 個人情報の保護に関する方針」に準ずるものとします。

別紙

個人情報の保護に関する方針(プライバシー・ポリシー)

公益財団法人日韓文化交流基金は、日韓両国民間の文化交流を強化し、相互理解と信頼関係を築くことを目的に、1983年12月に設立されました。爾来両国民間の人的交流及び・学術文化交流を深めるための事業を実施しています。これらの事業活動を行っていく上で、個人情報を正しく扱うことは当基金にとり重要な責務であると考えています。

当基金では、個人情報の保護を一層強化する目的で、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、自主的なルールと体制をもって個人情報を適正に取り扱うために、以下のとおり個人情報保護方針を定めました。この方針を実効あるものとするために、役職員等は、個人情報保護を常に意識し、行動していきます。

1.個人情報に関する個人の尊重

個人情報は、利用目的を明確にし、本人の同意を得た上で収集し、利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。また、個人情報を第三者に提供する場合は、利用目的の達成に必要な範囲で、かつ、本人の同意を得た後に提供します。なお、個人情報の開示、訂正等の要請があった場合に対応するため、必要な窓口を設置するとともに、適正な期間で対応します。

2.個人情報保護体制

当方針を実施するに当たり、保護管理責任者を配置し、役割と責任を明確にした体制を整備します。

3.個人情報の安全管理

全ての個人情報は不正アクセス、盗難、持ち出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が起こらないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。また、個人情報を外部に委託する場合は、守秘義務契約を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督いたします。

4.個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守

「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)及びその他の個人情報保護に関する法令と規範を遵守します。

5.コンプライアンス・プログラム(法令遵守のための取組み)の維持及び継続的改善

当基金が保有する個人情報を保護するための方針、体制、計画、実施及び監査については、当基金の事業内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

平成30年4月1日
公益財団法人 日韓文化交流基金
理事長 小野正昭